

## (指摘及び改善要望)

監査報告書 63 頁

## 3 使用料収入の状況及び施設の利用状況

領収書控に押印された日付印が、領収された翌日の日付印となっているものや、書き損じた領収書控とともに保存しておくべき領収書が添付されていないものが見られました。また、減免申請書の記載項目となっている、減免対象月や減免額等が記載もれとなっているもの、記載された確認書類では減免対象かどうか判断できないものが見られました。

今後、適正な処理に努めてください。

## (講じた措置)

領収書に係る適正な処理について、指定管理者に指導しました。また、減免については、減免申請書の様式を変更し、改善を図りました。

## (指摘及び改善要望)

監査報告 66 頁

## 6 所管課での業務実施状況

## (2) 業務実施状況の確認等

四半期ごとの業務報告書では、直近3年間の使用料収入実績の推移や、事故等の特記事案、実施した保守点検の修理内容・金額、利用促進についての取組み状況等について報告を受けています。この業務報告書の保守点検の項目に、期間中に実施された補修・改善業務の内容が記載されていますが、市との協議のうえ修理の実施が見送られたもの、実施されたが報告もれとなっているもの、金額欄の記載誤りとなっているものが見られました。基本協定書第12条では、四半期ごとの業務報告書に基づき評価を行うこと、とされていますが、報告書の内容の精査が不十分であり、また、評価結果の記録がないため、どのように評価が行われたのか不明となっています。

今後、指定管理者からの報告をどの様に分析し、以降の業務の実施にどの様に反映させていくのかについても、一定の判断基準を設定し、それに基づく分析結果や今後の方針について、定期的に文書で明らかにするよう努めてください

## (講じた措置)

四半期ごとの業務報告書の保守点検の項目については、市と協議を経たうえで毎月作成する補修・修繕月次報告書の内容を正確に反映させるよう平成22年度より指定管理者に指導しました。また、基本協定書第12条に係る四半期ごとの業務報告書に基づく評価については、市で実施している放置自転車の撤去やマナー指導も駐車場の利用者数や使用料収入実績の増に寄与していることから、これらの実施状況も踏まえて分析し、分析結果や今後の方針については文書で明らかにするよう平成22年度より改善に努めます。

## 6 所管課での業務実施状況

## (3) 再委託・維持補修

会社が第三者に業務を委託するときは、基本協定書第5条で、あらかじめ市の承認を受けた上で第三者に委託することができる、とされています。管理業務仕様書では、自動ゲート設備定期点検業務や消防設備点検業務など、再委託することができる業務が定められており、各業務について再委託が行われていますが、承認依頼等、書類が残されていないため、どのように承認が行われたのかが、明確ではありません。

また、施設の修繕の必要が生じた時は、年度協定書及び管理業務仕様書により、原則として会社と協議して行うものとされ、年度協定書第4条第1項ただし書きで、1件50万円以内の施設の維持補修については、市が承認を与え会社が行うもの、としています。協議により50万円を超える維持補修についても会社が発注し、実施しているものが見られ、その中には、会社が直接施工している工事も多く見られます。この協議結果については、会社から提示された工事予定の中から、口頭で指示が行われ、見積金額の積算についての精査が行われていない状況が見られます。

今後、会社に対し適切な書類提出の指示を行い、再委託の承認にあたっての記録や、施設の維持補修にかかる協議の結果を文書で記録するとともに、施設の維持補修計画を作成するようにしてください。また、会社が直接施工する維持補修については、会社の内部取引であることから、十分な精査を行うことが必要です。

## (講じた措置)

再委託の承認にあたっての記録や、施設の維持補修にかかる協議の結果については、文書で記録するよう改善しました。施設の維持補修計画については、平成22年度より作成するよう改善します。また、平成22年度より指定管理者が変更しましたが、会社が直接施工する維持補修があった場合は、十分な精査を行うよう留意します。

## 6 所管課での業務実施状況

## (4) 使用料等の収納

市の窓口で、使用料を収納するときに使用する原符を抽出して調査したところ、科目欄の記載がないもの、現金取扱員の記載がされていないもの、領収後の決裁がとられていないものが見られました。

また、使用料の返還を受けようとする者は、駐車場設置条例施行規則第5条第2項により、自転車駐車場使用料返還申請書を提出しなければならないこと、となっていますが、口頭による申請により、受領書に利用者の記名・押印をさせることで返還処理が行われています。自転車駐車場利用者の便宜を図り、手続の簡素化のための処理となっていますが、条例・規則等の根拠法令との齟齬をきたさないよう、適時の処理が必要です。

今後、適正な処理に努めてください。

## (講じた措置)

市の窓口での使用料の収納処理については、適正に行うよう指導し、改善を図りました。使用料の返還については、自転車駐車場使用料返還申請書兼受領書の帳票を新たに作成し、改善を図りました。

6 所管課での業務実施状況

(5) 包括外部監査での結果

西宮市自転車駐車場について、指定管理者の財務状況の継続的なモニタリング、定期使用料の口座振替のさらなる促進、指定管理者が過不足ない支出報告を行っていることを確認する仕組みの構築、損益改善案の検討、の4項目の意見が出されています。

全市的な選定手続についての意見に対しては、その趣旨をふまえ、総合企画局と協議していく、としています。また、自転車駐車場への個別の意見に対しては、毎年度、指定管理者の決算書を入手し、財務状況のモニタリングを実施していく、12年度以降、新規に開設した自転車駐車場は、すべて口座振替を実施しており、現金払いを行っている自転車駐車場でも可能な限り口座振替の導入を検討していく、指定管理業務支出額の報告は、年1回から報告の頻度を高める、21年度に、会社から、利用率の低い箇所の使用料の値下げの提案を受け、条例改正を経て利用率の上昇を図っている、等それぞれ対応措置がとられています。

今後とも、財務状況のモニタリングについて外部の意見を求めるなど、包括外部監査結果報告書での意見の趣旨が反映されるよう、検討を進めてください。

(講じた措置)

指定管理者の決算書を毎年提出させ、財務状況の分析を行うなど、今後とも包括外部監査結果報告書での意見の趣旨が反映されるよう検討を進めます。

6 所管課での業務実施状況

自転車駐車場の管理は、放置自転車解消のための方策の一つであって、放置自転車撤去、マナー指導等の対策と併行して実施されるものであり、放置自転車解消の受け皿として、自転車駐車場の施設整備は有効な手段になるもの、と思われます。

今後とも、指定管理者制度のメリットを活用し、より市民の利用しやすい自転車駐車場として、利用率が向上するための有効な方策の検討を、引き続き進めてください。

(講じた措置)

利用率の低い自転車駐車場の使用料を見直し、また、自転車駐車場の管理にノウハウを有する指定管理者に提案を促すなど、今後とも自転車駐車場の利用率向上に有効な方策の検討を進めます。